# 路上喫煙禁止区域の指定について

## 1. 目的

吸いがらのポイ捨ての抑制

#### 2. 取組方針

違反者を取り締まるのではなく、路上等において喫煙者が、他の人に迷惑をかけたり、被害を与えたりしないように、喫煙者に自覚と認識をもってもらい、モラルやマナーアップを向上させるとして、禁止区域を指定する。

# 3. 禁止区域等の考え方

# ○禁止区域

- ・喫煙の自由を制限するものであることから、不特定多数の人々が行きか う公共の場所で、非喫煙者に対する迷惑や危害を与える恐れがあると予 測される地域に限定して禁止区域を指定する。
- ・道路、公園、広場等の公共の場所とし、対象とする路線等を明確に指定 する。
- ・私有地は含まない。

#### ○禁止行為

- ・指定区域においては、車中等における喫煙も禁止の対象とする。
- ・加熱式たばこ、携帯用灰皿を使用した喫煙についても禁止対象とする。

### ○その他

・必要に応じて期間・時間を限定する。

## 4. 指定手続き

禁止する区域の指定等については、有識者等で構成する審議会を設置し、諮問する。

### 5. 罰則等

指導・勧告等を行なうこととし、過料は設けない。

### 6. 市民説明など

指定にあたっては、区域住民、関係者等に十分な説明・周知を行なう。